

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第107号

必ず儲かる！？仮想通貨ビジネスに注意！

インターネットを通じて電子的に取引される「仮想通貨」。現在では1000種類以上あるとも言われています。この仮想通貨に関して、知人からの勧誘やセミナーで「必ず儲かる」などと勧誘され購入したものの、儲かるどころか支払ったお金も返ってこないといったトラブルの相談が寄せられているので注意が必要です。

【県内事例①】

SNSで知り合った男性の紹介でA社の仮想通貨を知り、セミナーに参加した。「価値が上がる」との説明を信じて契約した。その後解約することにしたが、返金額に納得がいかない。電話で問い合わせようとしたけれど応答がない。
(50代 男性)

【県内事例②】

知人から、入会すれば預けたお金の10倍が後日利息のような形式で仮想通貨として受け取ることができるという組織に誘われ、儲かるのであればとその場で送金して会員となった。仮想通貨が受け取れる期日が過ぎたが、まだもらえない。取引については難しいので、よく理解していないが、儲からないのであればやらなかった。
(70代 女性)

アドバイス

- 1、仮想通貨はインターネット上で自由に取引することができ、その価格も変動するものが多いため、将来必ず値上がりするという保証はありません。
- 2、仮想通貨は数多く存在し、取引におけるリスクなどは、仮想通貨ごとに異なります。「値上がりする」「高配当がつく」などと言われても、うのみにせず、仮想通貨の特性や実体、契約内容が理解できなければ契約しないでください。
- 3、仮想通貨の売買は、金融庁の登録を受けた事業者のみが行うことができます。勧誘を受けた際は、金融庁のHPで登録業者かどうか確認してください。ただし、登録を受けているからといって取引にリスクが無いということではありません。
- 4、不安に思ったり、トラブルにあったら消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013